

様式第60（第93条第1項関係）

導管輸送事業届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号）第78条第1項の規定により、導管輸送事業を行いたいので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和8年経済産業省令第50号）第93条第4項各号に掲げる書類を添えて、届け出ます。

記

- 1 輸送しようとする二酸化炭素が許可貯留区域内の貯留層に貯蔵される場合にあつては、当該許可貯留区域に係る貯留事業者に関する事項
 - （1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - （2）許可貯留区域
- 2 輸送しようとする二酸化炭素が外国における貯留層に相当するものに貯蔵される場合にあつては、当該外国における貯留事業者に関する者に相当する者に関する事項
 - （1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - （2）当該外国における許可貯留区域に相当する区域
- 3 導管輸送工作物に関する事項
 - （1）導管の設置の場所
 - （2）導管の内径
 - （3）導管の総延長
 - （4）圧送機を設置する場合にあつては、圧送機の設置の場所、種類及び能力別の数
- 4 導管内における二酸化炭素の圧力
- 5 二酸化炭素の輸送量
- 6 事業開始の予定年月日
- 7 電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先
- 8 その行う導管輸送事業に関連して行うものの概要

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
- 2 「3（1）導管の設置の場所」について、導管の設置の場所を明示した地形図は、導管の設置の場所の地理的範囲を明らかにした系統図を記載したもの及び二酸化炭素を受け入れる場所及び引き渡す場所、並びにその経過地等の都道府県郡市区町村が明示的に判別できるものとする。
- 3 「3（2）導管の内径」は、導管の内径の最大値を記載すること。
- 4 「3（3）導管の総延長」は、導管の延長の総和を記載すること。
- 5 「4 導管内における二酸化炭素の圧力」は、導管の最高使用圧力を記載すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。